

令和6年10月18日
地域創生部文化財保護課
文化財活用係
電話 027-898-3547 内線 3547

国指定重要文化財（建造物）の追加指定について

令和6年10月18日（金）に国の文化審議会（会長 島谷弘幸）が開催され、本県所在の建造物1件の追加指定が答申されました。

群馬県としては、令和元年度から実施した近世寺社総合調査の成果が今回の指定へと繋がったと考えています。

1 答申が行われた本県所在の建造物

妙義神社 4棟、1基（随神門1棟、廻廊1棟、銅鳥居1基、御殿1棟、社務所1棟）
（所在地：富岡市妙義町妙義） 詳細は別添資料を参照

- ・随神門と廻廊は明暦2年（1656）の建築で、石段を上った境内上段に位置します。
- ・銅鳥居は享保4年（1719）建立の明神鳥居で、柱元に獅子の飾りが付いています。
- ・御殿と社務所は別当寺であった石塔寺の建物として、安政3年（1856）頃に建てられました。

※妙義神社では、本殿・幣殿・拝殿、唐門、総門の3棟が、昭和56年（1981）6月に国の重要文化財に指定されています。

2 群馬県内の国宝・重要文化財（建造物）数（官報告示後）

27件、87棟・基（うち国宝1件、3棟を含む） （件数増加なし、5棟・基の増）

3 関係機関 連絡先

富岡市教育委員会文化財保護課 0274-62-1511（内2132）

妙義神社の国重要文化財指定（追加指定）について

- ① 妙義神社の建物4棟1基が、新たに国の重要文化財に追加指定されます。
- ② 妙義神社では昭和56年（1981）に3棟が国の重要文化財に指定されています。
- ③ 随神門と廻廊は明暦2年（1656）の建築で、石段を上った境内上段に位置します。
- ④ 銅鳥居は享保4年（1719）建立の明神鳥居で、柱元に獅子の飾りが付いています。
- ⑤ 御殿と社務所は別当寺であった石塔寺に関わる建築で、安政3年（1856）頃に建てられました。

1 名称及び員数

妙義神社 4棟、1基 （所有者：宗教法人 妙義神社）

ずいしんもん 随神門	1棟		
かいろう 廻廊	1棟		
どうとりい 銅鳥居	1基		
ごてん 御殿	1棟		
つげたり 附		むなふだ 棟札	2枚
しゃむしょ 社務所	1棟		
つげたり 附		はこそしゃほんでんおよはいでん 波己曾社本殿及び拝殿	1棟
つげたり 附		むなふだ 棟札	2枚

※【参考】昭和56年（1981）6月5日 指定

みょうぎじんじゃ 妙義神社	3棟		
ほんでん 本殿		へいでん 幣殿	
		はいでん 拝殿	1棟
	つげたり 附	しんせんじょ 神饌所	1棟
		すきべい 透塀	1棟
		むなふだ 棟札	1枚
		めいふだ 銘札	1枚
		きゅうやねどうがわら 旧屋根銅瓦	1枚
からもん 唐門			1棟
そうもん 総門			1棟

2 所在地

群馬県富岡市妙義町妙義

3 概要

(1) 妙義神社

- ・妙義神社は白雲山（妙義山の主峰）の東麓に境内を構える神社で、古くは「波己曾社」と称していました。江戸時代には神仏習合・山岳信仰の神社として広く崇敬を集めました。明治の神仏分離以前には、別当寺として石塔寺せきとうじが置かれ、上野の寛永寺かんえいじの末寺として栄えました。

(2) 指定となる建物の特徴

① 随神門ずいしんもん

- ・随神門は切妻造、銅板葺、三間一戸の八脚門です。組物は平三斗組拳鼻付として中備は板葺股を置き、軒は二軒繁垂木、妻飾は二重虹梁大瓶束、内部は三棟造です。明暦2年（1656）の建立とみられます。
- ・赤色・黒色で塗装され、全体として装飾は簡素です。彫刻・彩色による装飾化が進む以前の、古い段階の神社建築の特徴を示します。
- ・昭和34（1959）8月に群馬県の重要文化財に指定されました。
- ・廻廊とともに、妙義神社に現存する建物の中では最古級です。

② 廻廊かいろう

- ・廻廊は桁行三間、梁間一間、切妻造、銅板葺の単廊で、随神門の北隣に位置します。明暦2年（1656）の建立とみられます。
- ・赤色・黒色で塗装され、全体として装飾は簡素です。彫刻・彩色による装飾化が進む以前の、古い段階の神社建築の特徴を示します。
- ・昭和34（1959）8月に群馬県の重要文化財に指定されました。
- ・随神門とともに、妙義神社に現存する建物の中では最古級です。

③ 銅鳥居どうとりい

- ・銅鳥居は享保4年（1719）建立の明神鳥居で、柱元に獅子の飾りが付いています。額束には紀年銘が、南側柱足元には鋳物師銘が、貫上面には寄進者銘が残ります。
- ・昭和34（1959）8月に群馬県の重要文化財に指定されました。

④ 御殿ごてん

- ・御殿は入母屋造、銅板葺で、北西隅に渡廊下、南西隅に便所と旧湯殿が附属します。輪王寺宮りんのおうじのみや（石塔寺の本山である寛永寺の座主）の宿所であり、前身建物が安政2年（1855）の火災で焼失した後に再建され、翌年に上棟が行われました。
- ・簡明な意匠に上質なつくりで、宮様の御座所である「上段の間」を内部に設けた、格式高い建物です。
- ・平成元年（1989）3月に妙義町（現・富岡市）の重要文化財に指定されました。

⑤ 社務所^{しゃむしょ}

- ・社務所は南棟・東棟・北棟の三棟を「コ」字形に配置しており、石塔寺の庫裏^{くら}として建てられました。前身建物が安政2年（1855）の火災で焼失した後に再建され、全体としては安政5年（1858）頃に完成したと考えられます。
- ・南棟には唐破風造^{からばふ}の玄関が附属し、往時の隆盛をうかがわせます。
- ・平成元年（1989）3月に妙義町（現・富岡市）の重要文化財に指定されました。

⑥ 附^{つけたり}

- ・御殿の建築年代等を記した棟札^{むなふだ}2枚については、年代や建築の経緯を示す貴重な資料であることから、附^{つけたり}指定として保存が図られます。
- ・波己曾社本殿^{はこそ}及び拝殿^{しやほんでん}は、明暦2年（1656）に現在の本殿・幣殿・拝殿の前身社殿として建立されたもので、宝暦6年（1756）の現社殿建立時に分離移築され、本殿を波己曾社、拝殿を神楽殿として再利用していたものです。昭和44年（1969）に現在地へと移築され、幣殿部分が復原されました。大規模な改修・移築を受けていますが、前身本社社殿として重要であることから、天保年間に波己曾社を修理した際の棟札^{むなふだ}2枚とともに、附^{つけたり}指定として保存が図られます。
- ・波己曾社本殿^{はこそ}及び拝殿^{しやほんでん}については、昭和43年（1968）5月に群馬県の重要文化財に指定されました。

4 指定基準について

指定基準「（5）流派的または地方的特色において顕著なもの」

※国宝及び重要文化財指定基準（建造物の部）

（昭和26年5月10日文化財保護委員会告示第2号、改正・平成8年10月28日文部省告示第185号）

重要文化財

建築物、土木構造物及びその他の工作物のうち、次の各号の一に該当し、かつ、各時代又は類型の典型となるもの。

- （1）意匠的に優秀なもの
- （2）技術的に優秀なもの
- （3）歴史的価値の高いもの
- （4）学術的価値の高いもの
- （5）流派的又は地方的特色において顕著なもの

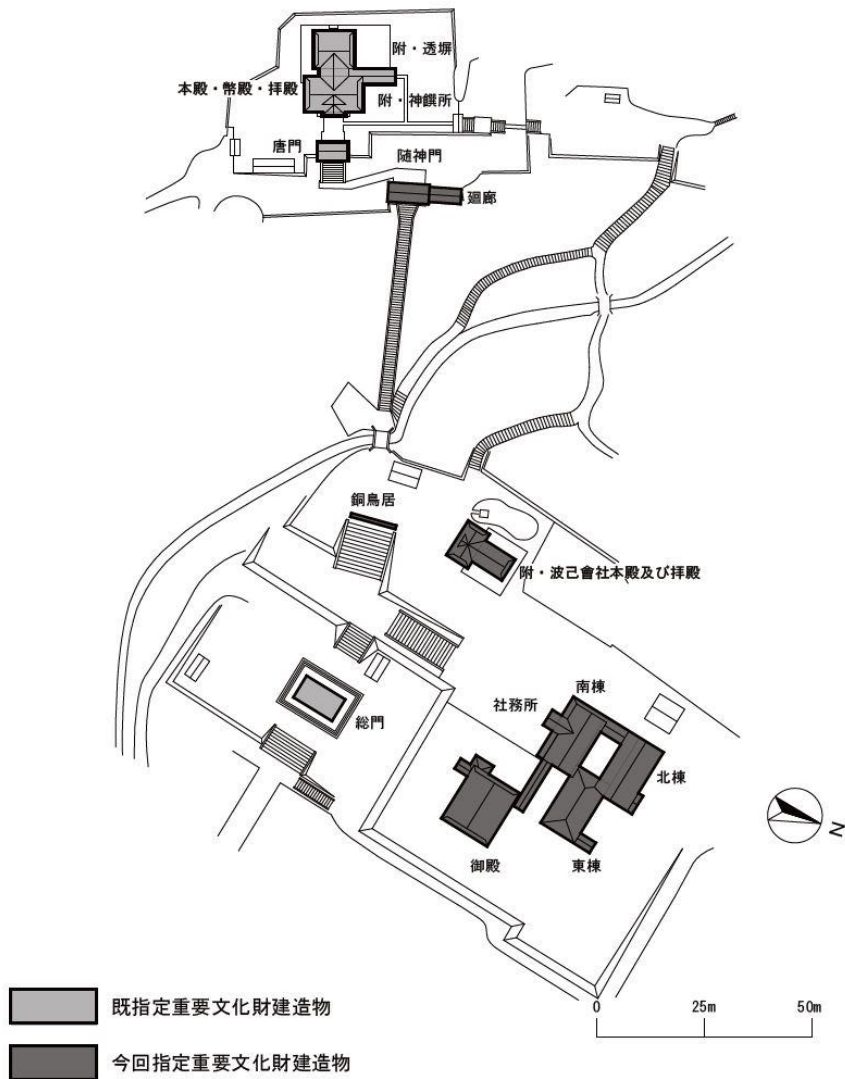
国宝

重要文化財のうち極めて優秀で、かつ、文化史的意義の特に深いもの

5 位置図



6 妙義神社境内 建物配置図



7 写真



1 妙義神社 境内上段 (妙義神社提供)



2 妙義神社 境内下段 (旧石塔寺境内) (妙義神社提供)



3 随神門 東から (富岡市教育委員会提供)



4 妙義神社 随神門・廻廊 南西から (富岡市教育委員会提供)



5 妙義神社 銅鳥居 東から（富岡市教育委員会提供）



6 妙義神社 御殿 南東から（富岡市教育委員会提供）



7 妙義神社 社務所 南棟玄関 南から (富岡市教育委員会提供)



8 妙義神社 附・波己曾社本殿及び拝殿 北東から (富岡市教育委員会提供)